

第六号様式

何郡(市)何町(村)を合併対象市町村とする合併協議会設置の請求に係る署名審査録

一 署名簿の受理 令和何年何月何日 署名簿(何冊) 請求代表者何某(外何名)

二 署名審査開始 令和何年何月何日

三 審査

(一) 署名簿の提出(仮提出)が市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第四条第一項(第二条第一項)の期間の経過後であったので、何月何日却下した。

(二) 署名簿(第 号)に合併協議会設置請求書(写し)〔代表者証明書(写し)〕(署名収集委任状)が欠けているので、当該署名簿の署名を無効と決定した。

(三) 署名簿(第 号)の様式に署名年月日(住所)(生年月日)の欄がないので、当該署名簿を無効とした。

(四) 何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、選挙人名簿に登録されていないので、無効と決定した。

(五) 何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、ゴム印(活字等)でなされたものであるので無効と決定した。

(六) 何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、何人であるかを確認し難いので、無効と決定した。

(七) 何番(署名簿第 号)の何某とある署名には、署名年月日(住所)(生年月日)がないので、無効と決定した。

(八) 何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、何月何日何某の出頭及び証言を求めた結果、本人の自署(本人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載したもの)でないこと認められるので、何月何日無効と決定した。何某

の証言内容は、次のとおりである。

(九) ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ

四 審査終了 令和何年何月何日

五 証明の修正

(一) 何月何日何某から何番(署名簿第 号)の何某とある署名は、詐偽(強迫)に基づく旨の申出があったので、何月何日何某の証言を求めた結果、何某の申出を正当と認め、何月何日これを無効と決定した。申出及び証言の概略は、次のとおりである。

(二) 何月何日何某から何番(署名簿第 号)の何某とある署名の無効(有効)の決定について異議の申出があったので、審査の結果、申出を正当と認め、何月何日これを有効(無効)と決定し、当該署名の備考欄にこの旨を記載した。審査の概略は、次のとおりである。

(三) ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ ヲ

六 署名簿の返付 令和何年何月何日 署名簿の末尾の記載は、有効署名数何々無効署名数何々総数何々である。
右は、何郡(市)何町(村)を合併対象市町村とする合併協議会設置の請求に係る請求者の署名簿についての本選挙管理委員会の審査の次第である。

令和何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会

委員長	氏	名
委員	氏	名
委員	氏	名
委員	氏	名
書記	氏	名

備考

- 一 この様式は、市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第四条第一項の規定による請求に係る署名審査録の様式である。
- 二 選挙管理委員会の委員長、委員及び書記の氏名は自署(目が見えない者が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。)すること。